

令和6年度多摩市地域福祉推進事業支援対象経費一覧

	対象経費	具体例 ※掲載した例は一例です。不明な点は個別にお問い合わせください。	注意事項	家事援助事業	介護サービス事業	移送サービス事業	ミニデイ事業	ミニ集会事業	子育て支援地域づくり推進事業
人件費	コーディネーター等謝礼	コーディネーター、事務員、ヘルパー、パート等の給与賃金手当、賞与、福利厚生費等		○	○	○	-	-	-
事業費	事務所借上料	家賃、賃借料	※自宅を事務所等としている場合の家賃は補助対象外です。	○ (他の事業と共同で使用している場合は、実情に則した割合で按分するものとし、その場合は按分率及び按分方法を明確にすること。)					
	事務所光熱水費	電気、ガス、水道等の利用料金	※自宅を事務所等としている場合の水道光熱費は補助対象外です。	○ (他の事業と共同で使用している場合は、実情に則した割合で按分するものとし、その場合は按分率及び按分方法を明確にすること。)					
	事務機器借上料	パソコン・プリンタ・コピー機等事務機器の借上料(リース料)		○	○	○	-	-	-
	借上料	バス借上料	※家事援助、介護、移送サービスにおいては、「事務所借上料」「事務機器借上料」を対象経費として認めています。 ※バックツアール金は対象外です。	-	-	-	-	○	○
	会場使用料	厨房使用料、団地会館・集会所・コミュニティーセンター等使用料、模擬店出店料、会場備品(マイク・机・ロッカー等)使用料	※自宅を事務所等としている場合の会場使用料は補助対象外です。	-	-	-	○	○	○
	駐車場借上料	移送サービス事業で使用する送迎車の駐車場借上料	※移送サービス事業に限ります。	-	-	○	-	-	-
	車両燃料費	移送サービス事業で使用する送迎車のガソリン代	※移送サービス事業に限ります。	-	-	○	-	-	-
	車検費用	移送サービス事業で使用する送迎車の車検代(整備費・手数料・印紙代)	※移送サービス事業に限ります。	-	-	○	-	-	-
	車両借上料	移送サービス事業で使用する送迎車の借上料	※移送サービス事業に限ります。	-	-	○	-	-	-
	送迎費	ミニデイ送迎で使用する車両における、車両燃料費、自動車損害賠償責任保険、自動車保険、自動車税、車両修繕費、車検費用	※ミニデイ事業に限ります。	-	-	-	○ (車両維持費及び駐車場借上料)	-	-
	運転協力謝礼	運転者への謝礼		○	○	○	-	-	-
	研修費	研修参加費用・研修旅費、研修会の開催費用、研修会の講師への謝礼金、研修のための図書購入費用、研修委託費 等	※会議のための経費は対象に含まれません。 ※宿泊を伴う研修参加費は対象に含まれません。	○	○	○	○	○	○
	損害賠償保険加入費	傷害保険、旅行傷害保険、損害賠償責任保険、ボランティア活動保険等、けがへの補償や賠償責任の補償	※社会保険(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険)や生命保険等、損害賠償保険以外の保険は対象に含まれません。 ※社会保険料は人件費に計上してください。 ※車両に関する賠償保険は、別項目にて対象経費としているため、ここでは除きます。	○	○	○	○	○	○
	車両保険加入費	移送サービス事業で使用する送迎車の自動車損害賠償責任保険、自動車保険	※車両に関する保険はここに計上してください。	-	-	○	-	-	-
	物品購入費	消耗品費、事務用品費等事業実施のために必要な物品購入費 事業内で使用する、教材や材料購入費用		○	○	○	○	○	○
	食材費	調理が必要な食材(魚・肉・野菜等食材、調味料等調理して食べるもの)	※加工せずそのまま食べるものは食料費に計上してください。	-	-	-	○	○	-
	食料費	お弁当・茶菓子・飲料水などの加工食品(調理せずそのまま食べるもの)	※飲食店において飲食された食料費については、団体負担となります。 ※飲酒代は対象外ですので、各団体の負担となります。 ※ミニ集会開催準備で支出した飲食費については、団体負担となります。 ※一食(1回)300円を超える食料費は団体負担となります。	-	-	-	-	○(1人当たり1食300円を限度とする)	-
	燃料費	薪等		-	-	-	-	○	-
	修繕費	修理費	※工事費は対象外です。	○ (事務所等)	○ (事務所等)	○ (事務所等、車両も対象)	-	-	-
	通信費	電話代・携帯電話代・プロバイダ料・郵便代・送料・宅急便代等		○	○	○	○	○	○
印刷費	コピー代金、プリンタインク、用紙、チラシ印刷代等		○	○	○	○	○	○	
広報宣伝費	広報誌・ちらし製作費や看板代など広告や宣伝のための支出		○	○	○	○	-	○	
講師、相談員等の謝礼	講演会講師・通訳者等謝礼(金銭、交通費、物品)、公演料、原稿料、ミニ集会開催時看護師謝礼 等		-	-	-	○	○	○	
交通費	事業開催のための協力者分の交通費	※参加者・利用者の旅費は対象外です。 ※宿泊旅費は対象外です。 ※市役所に本補助金に関する書類を提出する際の交通費は対象外です。(「事業実施のため」ではないため)	○ (事業開催のための協力者分のみとし、サービス対象者は除く)						
講座時保育賃金	保育スタッフへの賃金	※子育て支援地域づくり推進事業に限り対象です。	-	-	-	-	-	○	
入場料	施設等入場料		-	-	-	-	○	-	
手数料	手数料		○	○	○	-	-	-	
その他市長が必要と認める経費	※市へ個別にご相談ください。	※租税公課費(印紙代・登録免許税・事務所税・固定資産税等)は対象外です。	○	○	○	○	○	○	

※対象となる経費かどうか不明な場合は市へ確認願います。

※領収書は、「宛名(団体名)」「発行年月日」「但し書き(購入品目)」「発行者(販売者)」の記載されている領収書を確認のうえ添付してください。但し書きが「お品代」のものは不可。

※按分については、記載のある対象経費でのみ認めています。記載のないものについては、実際の経費を算出したく必要があります。実経費算出が難しく按分する必要がある場合は市へ相談のうえ実情にもっとも近い割合で按分してください。